

蕨市建設工事請負競争入札参加者の格付等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、本市が行う建設工事の請負に係る入札参加資格について必要な事項を定めるものとする。

(格付)

第2条 市が発注する建設工事の入札参加資格については、工事の種類及び金額に応じ建設業法（昭和27年法律第100号）第27条第1項の規定による経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）をもって、蕨市建設工事請負業者等審査委員会設置要綱（平成20年蕨市要綱4号）に定める蕨市建設工事請負業者等審査委員会に諮り、A級、B級及びC級の3級に格付するものとする。

2 官公需適格組合の認定を受けた者のうち、次に掲げる書類を添えて申し出があったものについては、事業協同組合に係る総合評定値の算定方法等に関する特例要領により算定される数値をもって、総合評定値に変えることができる。

(1) 官公需適格組合証明書の写し

(2) 5以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し

(3) 官公需適格組合資格審査数値計算表

3 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の決定を受けた者は、決定後の経営事項再審査の総合評定値によるものとする。

4 格付の有効期間は、指名競争入札参加者名簿の登録期間とする。ただし、新しい格付が決定されるまでは、従前の格付を適用するものとする。

(指名業者の選定)

第3条 指名競争入札に関し指名する業者の選定は、前条第1項の規定により格付された者で、別表1の区分によるものとする。ただし、必要があると認めるときは前項の規定にかかわらず別表2の各区分に応じた者を参加させることができるものとする。

第4条 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てを行った者で、手続開始の決定を受けていない者は、指名することができない。

第5条 特別の技術を要する工事又は特別の理由がある場合は、第3条の規定にかかわらず、指名する業者を選定することができる。

第6条 指名競争入札に参加させる者の数は、原則的に別表3に掲げる数とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、入札参加資格について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （平成17年要綱第35号）

1 この基準は、交付の日から施行する。

附 則 (平成20年 2月27日要綱第9号)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1

格付区分	土木工事／建築工事／舗装工事	その他の工事
A	50,000千円以上	その都度市長が定める
B	30,000千円以上 50,000千円未満	その都度市長が定める
C	30,000千円未満	その都度市長が定める

別表 2

土木工事／建築工事／舗装工事	区 分
1 Aに格付された者を参加させるべき 建設工事	B (ただし、70,000千円未満の工事に限る)
2 Bに格付された者を参加させるべき 建設工事	A又はC (40,000千円を超える工事にあつては、Aに限る。)
3 Cに格付された者を参加させるべき 建設工事	B

別表 3

設計金額	指名業者数
50,000千円以上	10社以上
30,000千円以上	8社以上
10,000千円以上	6社以上
5,000千円以上	5社以上
1,300千円以上	4社以上